令和６年３月 28 日

報道関係　各位

田辺市水産課
課長　永井　幸彦

「松原しおさい団地」の分譲価格改定について

現在、先着順にて販売中である松原しおさい団地２区画について、令和６年４月１日から分譲価格の改定を行いますので、報道方よろしくお願いいたします。

記

所　在　地	田辺市芳養松原一丁目地内
区　画　数	２区画
改定後価格	10 号地：3,810,000 円　15 号地：3,880,000 円
面　　積	10 号地：165.53 ㎡（50.07 坪）　15 号地：168.80 ㎡（51.06 坪）
地　　目	宅地
用 途 地 域	第一種住居地域
受 付 日 時	午前９時 00 分～午後５時 00 分（土・日・祝日・年末年始を除く）
受 付 場 所	田辺市庁舎別館３階　水産課内
そ　の　他	購入希望者は、分譲案内書及び募集要項をご確認の上お申し込みください。

■連絡先
農林水産部水産課水産係
担当氏名　山本　誠
電話番号　0739-26-9932
内線　　2946

全 体 概 要

◎名　　称　　松原しおさい団地
◎所 在 地　　田辺市芳養松原一丁目地内
◎募集区画数 2区画　　334.33㎡（101.13坪）
◎区画面積　　最大区画　168.80㎡（ 51.06坪）
　　最小区画　165.53㎡（ 50.07坪）
◎地　　目　　宅地
◎用途地域　　第1種住居地域
◎道路幅員　　6m～11m（歩道含む）
◎建ぺい率　　60%
◎容 積 率　　200%

◎交　　通　　国道424号線まで　　0．3km（車で　　約　1分）
　　JR紀伊田辺駅まで　　4．1km（車で　　約10分）
　　JR芳養駅まで　　0．3km（徒歩で 約　5分）
　　南紀白浜空港まで　　16．0km（車で　　約30分）

◎官公庁等　　田辺市役所まで　　3．4km
　　市役所芳養連絡所まで　　0．3km
　　田辺市民総合センターまで　　3．2km
　　田辺芳養郵便局まで　　0．3km
　　田辺警察署まで　　2．2km
　　明洋交番まで　　1．4km

◎教育施設　　芳養小学校まで　　0．7km
　　明洋中学校まで　　1．5km
　　芳養保育所まで　　0．4km
　　中芳養幼稚園まで　　4．5km
　　上野山幼稚園まで　　2．5km

◎医療施設　　紀南病院まで　　6．4km
　　南和歌山医療センターまで　　9．3km

◎盛 土 高　　5．3m～5．7m

◎設 備　電気：電力会社と新規に契約いただく必要があります。
　　ガス：個別プロパンガス
　　水道：田辺市上水道　　田辺市水道事業給水条例に基づ分担金（口径別分担金）の
　　納入が必要となります。
　　排水：公共ますから芳養漁港漁業集落排水処理施設へ
　　別途加入負担金及び使用料が必要となります。

価 格 表

区画番号	面　積（㎡）	坪　数（坪）	㎡単価（円）	坪単価（円）	分譲価格（円）	集落排水加入負担金　（円）
10	165.53	50.07	23,000	76,033	3,810,000	189,827
15	168.80	51.06	23,000	76,033	3,880,000	189,827

「㎡」×「㎡単価」及び「坪数」×「坪単価」で計算されましても分譲価格とは一致しません。

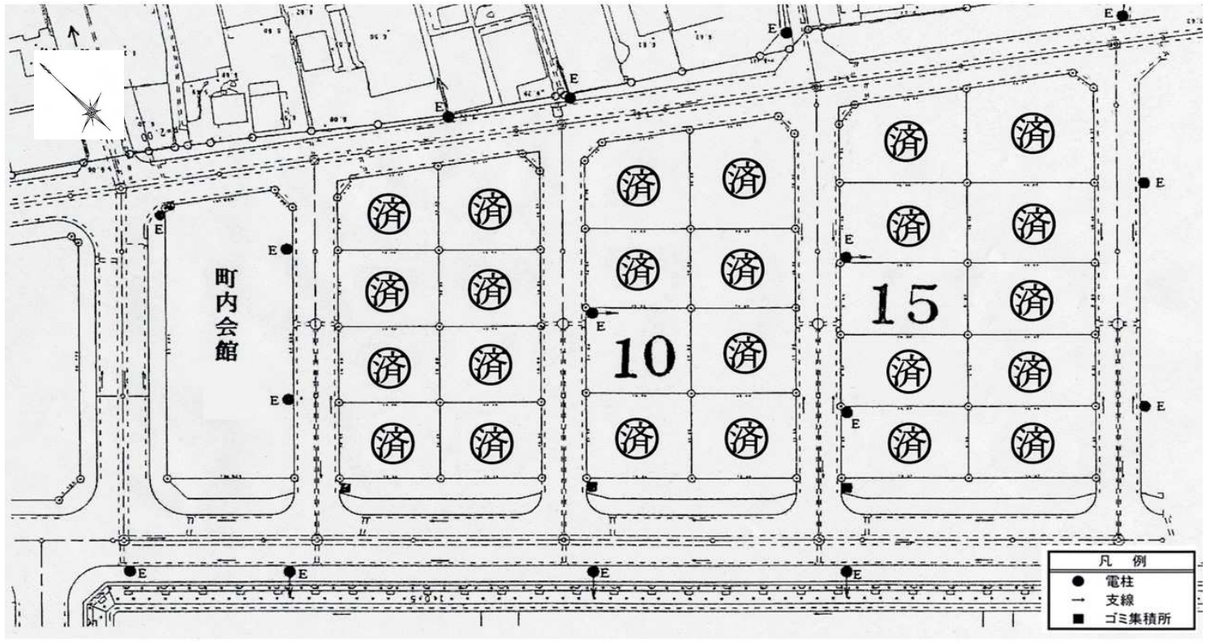

凡　例
● 電柱
→ 支線
■ ゴミ集積所

ご了解事項

1　土地は、引き渡し時における現状有姿でお引き渡しします。
2　分譲地内の道路・道路側溝・公園等の公共・公益施設については、適正な利用に努め、維持管理に支障をきたさないようお願いします。
　分譲地内の諸施設が土地を購入された方の原因で汚染又は破損等された場合には、自己負担により復旧していただきます。
3　分譲地内の電柱・支線等は、移転や撤去はできません。
4　分譲地付近施設などの形状変更の申し出があっても応じることはできません。
5　土地の引き渡し後、住宅を建築し入居されるまでの間、近隣の迷惑とならないよう除草などを行い、十分に管理してください。
6　分譲地の地区の排水は、漁業集落排水施設による処理となるため、負担金をお支払いいただきます。また、月々の使用料については、別途負担となります。
　※詳しくは田辺市役所市民環境部環境課（TEL：0739-26-9927）までお問い合わせください。
7　用途地域は、「第１種住居地域」で、建築物の用途制限があります。
　【建築することができない建物（例）】
　・店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの
　・事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの
　・ホテル、旅館　3,000㎡を超えるもの
　・ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等　3,000㎡を超えるもの
　・カラオケボックス、パチンコ屋、映画館、キャバレー等
　・自動車教習所　3,000㎡を超えるもの
　・単独車庫（附属車庫除く）　300㎡を超えるもの、３階以上のもの
　・建築物附属自動車車庫　３階以上のもの、建築物の延べ面積の1/2を超えるもの
　・倉庫業倉庫
　・自家用倉庫　3,000㎡を超えるもの
　・畜舎　3,000㎡を超えるもの
　・危険性や環境を悪化させるおそれのある工場
　・自動車修理工場　作業場の床面積が50㎡を超えるもの
　・火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵所　3,000㎡を超えるもの
　※詳しくは田辺市役所建設部都市計画課（TEL：0739-26-9937）までお問い合わせください。
8　建築基準法第22条を適用します。（屋根不燃地域）
9　田辺市景観条例に基づく景観計画区域に指定されています。
10　和歌山県屋外広告物条例の許可地域（第２種地域）に指定されています。

申込みに際してのご注意

1　申込みの際は、現地の状況や周囲の環境等を十分ご確認下さい。
2　申込書に区画番号を正確に記入してください。
　受付後の区画番号の変更はできませんので、十分ご検討のうえお申し込み下さい。
3　田辺市以外の方もお申込みいただけます。
4　受付時間外の受付および予約の受付は一切いたしません。
5　申込みの際にご提出いただいた書類は、返却いたしません。
6　申込みの不適格、虚偽の記載等が判明した場合、申込みを無効とさせていただきます。
7　和歌山県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、反社会的勢力の事務所その他の活動拠点に供しないことに確約していただきます。確約に反することが判明した場合は、催告することなく当該契約を解除することができます。確約について確認する必要がある場合には、和歌山県警察に照会することがあります。契約が解除された場合、解除により生じる損害について一切の請求はできません。
　※その他詳細につきましては、別紙「分譲宅地募集要項」をご覧下さい。

松原しおさい団地

分譲案内書

松原しおさい団地　分譲宅地募集要項

１　売却の条件

（１）用途地域は、「第１種住居地域」で、建築物の用途制限があります。

（２）土地の引き渡しの日から５年間は、第８項（土地の名義変更）に定める場合以外は、転売・貸与・分割等、権利の移転・処分はできません。

（３）排水は、漁業集落排水施設による処理となるため、加入負担金及び使用料をお支払いいただきます。

２　申込受付

（１）日　　時・・・随時受付中（土・日・祝日・年末年始を除く）
午前９時００分　～　午後５時００分

（２）場　　所・・・田辺市新屋敷町１番地　田辺市役所別館３階　水産課内

（３）必要書類・・・①普通財産譲与（譲渡）申請書（田辺市所定様式）１通
②住民票の謄本（世帯全員記載）又は外国人登録証明書等　１通【個人】
法人登記簿の謄本　１通【法人】
③市（町村）税完納証明書　１通

（４）申込方法・・・受付期間中、必要書類を受付場所にご持参ください。郵送による提出はできません。
田辺市以外の方もお申し込みいただけます。

３　契約者（購入者）の決定

申込受付の先着順にて契約者（購入者）を決定します。
受付書類を審査し、内容が適当であると認められる方を契約者（購入者）とし、決定の通知を行います。

４　契約及び支払

契約者は、申込日から３０日以内（契約期限日が土・日・祝日・年末年始の場合は翌平日）に土地売買契約の締結をしていただき、契約時に契約保証金として土地代金の１０％相当額（千円未満切上げ）をお支払いいただきます。
残りの土地代金及び芳養漁港漁業集落排水加入負担金は、契約日後６０日以内にお支払いいただきます。
なお、支払期限までに土地代金等の納入がなされない場合には、契約保証金を返還せず、当該契約は無効とさせていただきます。

５　ご了解事項

ア．土地は、引き渡し時における現状有姿でお引き渡しします。

イ．分譲地内の道路・道路側溝・公園等の公共・公益施設については、適正な利用に努め、維持管理に支障をきたさないようお願いします。
分譲地内の諸施設が土地を購入された方の原因で汚染又は破損等された場合には、自己負担により復旧していただきます。

ウ．分譲地内の電柱・支線等は、移転や撤去はできません。

エ．分譲地付近施設などの形状変更の申し出があっても応じることはできません。

オ．土地の引き渡し後、住宅を建築し入居されるまでの間、近隣の迷惑とならないよう除草などを行い、十分に管理してください。

カ．分譲地の地区の排水は、漁業集落排水施設による処理となるため、負担金をお支払いいただきます。また、月々の使用料については、別途負担となります。
※詳しくは田辺市役所市民環境部環境課（TEL：0739-26-9927）までお問い合わせください。

キ．用途地域は、「第１種住居地域」で、建築物の用途制限があります。
※詳しくは田辺市役所建設部都市計画課（TEL：0739-26-9937）までお問い合わせください。

ク．建築基準法第22条を適用します。（屋根不燃地域）

ケ．田辺市景観条例に基づく景観計画区域に指定されています。

コ．和歌山県屋外広告物条例の許可地域（第２種地域）に指定されています。

６　分譲する物件

区　画　数	2区画	334．33㎡（101．13坪）
区 画 面 積	最大区画	168．80㎡（　51．06坪）
	最小区画	165．53㎡（　50．07坪）
建 ぺ い 率	60％	
容　積　率	200％	

７　諸経費等

契約に要する収入印紙代及び所有権移転登記に要する登録免許税については、すべて契約者（購入者）の負担となります。

８　土地の名義変更

土地の引渡しの日から5年以内は、土地の名義変更は原則としてできませんが、やむを得ず名義変更の必要が生じた場合は、2親等以内の方に限り認めます。

９　所有権移転登記及び土地等の引き渡し

土地代金等の完納後30日以内に所有権移転登記の手続を田辺市が行い、登記完了後に日時を定めて職員の立ち会いのうえ、現地において土地及び登記済証書の引渡しを行います。

10 その他

契約については、「田辺市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」を適用します。

【お問い合わせ】
田辺市役所　農林水産部　水産課
〒646－8545
和歌山県田辺市新屋敷町1番地（田辺市役所別館3階）
TEL（代表）0739－22－5300　　（直通）0739－26－9932

ご了解事項

1　土地は、引き渡し時における現状有姿でお引き渡しします。
2　分譲地内の道路・道路側溝・公園等の公共・公益施設については、適正な利用に努め、維持管理に支障をきたさないようお願いします。
　分譲地内の諸施設が土地を購入された方の原因で汚染又は破損等された場合には、自己負担により復旧していただきます。
3　分譲地内の電柱・支線等は、移転や撤去はできません。
4　分譲地付近施設などの形状変更の申し出があっても応じることはできません。
5　土地の引き渡し後、住宅を建築し入居されるまでの間、近隣の迷惑とならないよう除草などを行い、十分に管理してください。
6　分譲地の地区の排水は、漁業集落排水施設による処理となるため、負担金をお支払いいただきます。また、月々の使用料については、別途負担となります。
　※詳しくは田辺市役所市民環境部環境課（TEL：0739-26-9927）までお問い合わせください。
7　用途地域は、「第１種住居地域」で、建築物の用途制限があります。
　【建築することができない建物（例）】
　・店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの
　・事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの
　・ホテル、旅館　3,000㎡を超えるもの
　・ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等　3,000㎡を超えるもの
　・カラオケボックス、パチンコ屋、映画館、キャバレー等
　・自動車教習所　3,000㎡を超えるもの
　・単独車庫（附属車庫除く）　300㎡を超えるもの、３階以上のもの
　・建築物附属自動車車庫　３階以上のもの、建築物の延べ面積の1/2を超えるもの
　・倉庫業倉庫
　・自家用倉庫　3,000㎡を超えるもの
　・畜舎　3,000㎡を超えるもの
　・危険性や環境を悪化させるおそれのある工場
　・自動車修理工場　作業場の床面積が50㎡を超えるもの
　・火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵所　3,000㎡を超えるもの
　※詳しくは田辺市役所建設部都市計画課（TEL：0739-26-9937）までお問い合わせください。
8　建築基準法第22条を適用します。（屋根不燃地域）
9　田辺市景観条例に基づく景観計画区域に指定されています。
10　和歌山県屋外広告物条例の許可地域（第２種地域）に指定されています。

申込みに際してのご注意

1　申込みの際は、現地の状況や周囲の環境等を十分ご確認下さい。
2　申込書に区画番号を正確に記入してください。
　受付後の区画番号の変更はできませんので、十分ご検討のうえお申し込み下さい。
3　田辺市以外の方もお申込みいただけます。
4　受付時間外の受付および予約の受付は一切いたしません。
5　申込みの際にご提出いただいた書類は、返却いたしません。
6　申込みの不適格、虚偽の記載等が判明した場合、申込みを無効とさせていただきます。
7　和歌山県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、反社会的勢力の事務所その他の活動拠点に供しないことに確約していただきます。確約に反することが判明した場合は、催告することなく当該契約を解除することができます。確約について確認する必要がある場合には、和歌山県警察に照会することがあります。契約が解除された場合、解除により生じる損害について一切の請求はできません。
　※その他詳細につきましては、別紙「分譲宅地募集要項」をご覧下さい。

松原しおさい団地

分譲案内書

全 体 概 要

◎名　　称　　松原しおさい団地
◎所 在 地　　田辺市芳養松原一丁目地内
◎募集区画数 2区画　　334.33㎡（101.13坪）
◎区画面積　　最大区画　168.80㎡（ 51.06坪）
　　最小区画　165.53㎡（ 50.07坪）
◎地　　目　　宅地
◎用途地域　　第1種住居地域
◎道路幅員　　6m～11m（歩道含む）
◎建ぺい率　　60%
◎容 積 率　　200%

◎交　　通　　国道424号線まで　　0．3km（車で　　約　1分）
　　JR紀伊田辺駅まで　　4．1km（車で　　約10分）
　　JR芳養駅まで　　0．3km（徒歩で 約　5分）
　　南紀白浜空港まで　　16．0km（車で　　約30分）

◎官公庁等　　田辺市役所まで　　3．4km
　　市役所芳養連絡所まで　　0．3km
　　田辺市民総合センターまで　　3．2km
　　田辺芳養郵便局まで　　0．3km
　　田辺警察署まで　　2．2km
　　明洋交番まで　　1．4km

◎教育施設　　芳養小学校まで　　0．7km
　　明洋中学校まで　　1．5km
　　芳養保育所まで　　0．4km
　　中芳養幼稚園まで　　4．5km
　　上野山幼稚園まで　　2．5km

◎医療施設　　紀南病院まで　　6．4km
　　南和歌山医療センターまで　　9．3km

◎盛 土 高　　5．3m～5．7m

◎設 備　電気：電力会社と新規に契約いただく必要があります。
　　ガス：個別プロパンガス
　　水道：田辺市上水道　　田辺市水道事業給水条例に基づ分担金（口径別分担金）の
　　納入が必要となります。
　　排水：公共ますから芳養漁港漁業集落排水処理施設へ
　　別途加入負担金及び使用料が必要となります。

価 格 表

区画番号	面　積（㎡）	坪　数（坪）	㎡単価（円）	坪単価（円）	分譲価格（円）	集落排水加入負担金　（円）
10	165.53	50.07	23,000	76,033	3,810,000	189,827
15	168.80	51.06	23,000	76,033	3,880,000	189,827

「㎡」×「㎡単価」及び「坪数」×「坪単価」で計算されましても分譲価格とは一致しません。

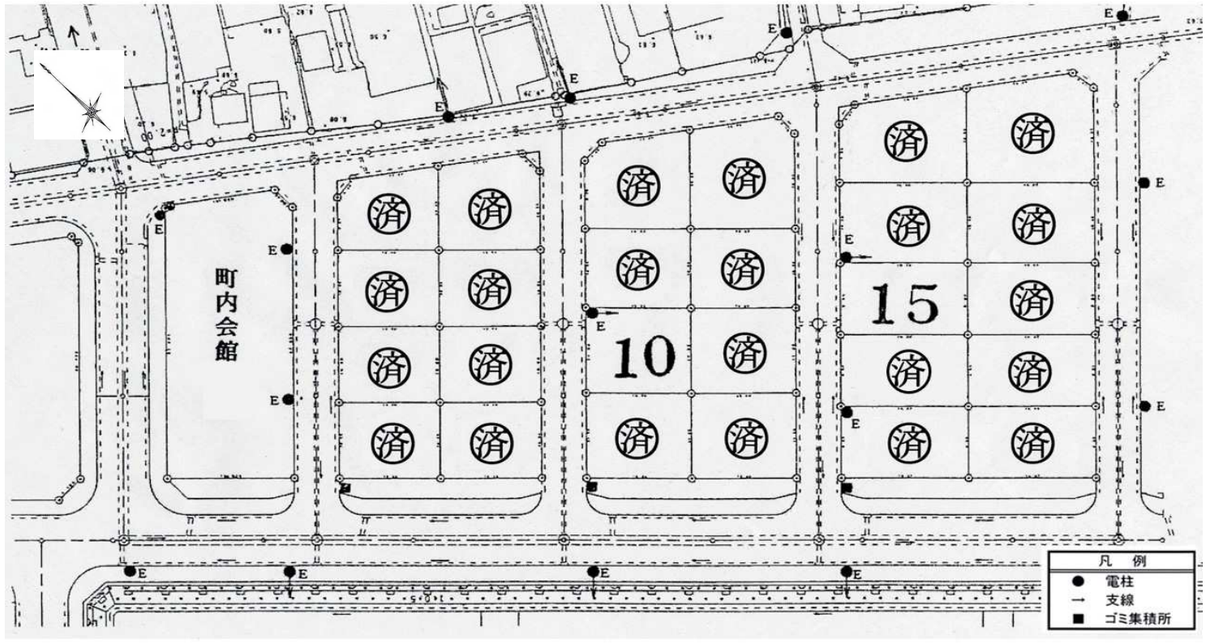

凡　例
● 電柱
→ 支線
■ ゴミ集積所

松原しおさい団地　分譲宅地募集要項

１　売却の条件

（１）用途地域は、「第１種住居地域」で、建築物の用途制限があります。

（２）土地の引き渡しの日から５年間は、第８項（土地の名義変更）に定める場合以外は、転売・貸与・分割等、権利の移転・処分はできません。

（３）排水は、漁業集落排水施設による処理となるため、加入負担金及び使用料をお支払いいただきます。

２　申込受付

（１）日　　時・・・随時受付中（土・日・祝日・年末年始を除く）
午前９時００分　～　午後５時００分

（２）場　　所・・・田辺市新屋敷町１番地　田辺市役所別館３階　水産課内

（３）必要書類・・・①普通財産譲与（譲渡）申請書（田辺市所定様式）１通
②住民票の謄本（世帯全員記載）又は外国人登録証明書等　１通【個人】
法人登記簿の謄本　１通【法人】
③市（町村）税完納証明書　１通

（４）申込方法・・・受付期間中、必要書類を受付場所にご持参ください。郵送による提出はできません。
田辺市以外の方もお申し込みいただけます。

３　契約者（購入者）の決定

申込受付の先着順にて契約者（購入者）を決定します。
受付書類を審査し、内容が適当であると認められる方を契約者（購入者）とし、決定の通知を行います。

４　契約及び支払

契約者は、申込日から３０日以内（契約期限日が土・日・祝日・年末年始の場合は翌平日）に土地売買契約の締結をしていただき、契約時に契約保証金として土地代金の１０％相当額（千円未満切上げ）をお支払いいただきます。
残りの土地代金及び芳養漁港漁業集落排水加入負担金は、契約日後６０日以内にお支払いいただきます。
なお、支払期限までに土地代金等の納入がなされない場合には、契約保証金を返還せず、当該契約は無効とさせていただきます。

５　ご了解事項

ア．土地は、引き渡し時における現状有姿でお引き渡しします。

イ．分譲地内の道路・道路側溝・公園等の公共・公益施設については、適正な利用に努め、維持管理に支障をきたさないようお願いします。
分譲地内の諸施設が土地を購入された方の原因で汚染又は破損等された場合には、自己負担により復旧していただきます。

ウ．分譲地内の電柱・支線等は、移転や撤去はできません。

エ．分譲地付近施設などの形状変更の申し出があっても応じることはできません。

オ．土地の引き渡し後、住宅を建築し入居されるまでの間、近隣の迷惑とならないよう除草などを行い、十分に管理してください。

カ．分譲地の地区の排水は、漁業集落排水施設による処理となるため、負担金をお支払いいただきます。また、月々の使用料については、別途負担となります。
※詳しくは田辺市役所市民環境部環境課（TEL：0739-26-9927）までお問い合わせください。

キ．用途地域は、「第１種住居地域」で、建築物の用途制限があります。
※詳しくは田辺市役所建設部都市計画課（TEL：0739-26-9937）までお問い合わせください。

ク．建築基準法第22条を適用します。（屋根不燃地域）

ケ．田辺市景観条例に基づく景観計画区域に指定されています。

コ．和歌山県屋外広告物条例の許可地域（第２種地域）に指定されています。

６　分譲する物件

区　画　数	2区画	334．33㎡（101．13坪）
区 画 面 積	最大区画	168．80㎡（　51．06坪）
	最小区画	165．53㎡（　50．07坪）
建 ぺ い 率	60％	
容　積　率	200％	

７　諸経費等

契約に要する収入印紙代及び所有権移転登記に要する登録免許税については、すべて契約者（購入者）の負担となります。

８　土地の名義変更

土地の引渡しの日から5年以内は、土地の名義変更は原則としてできませんが、やむを得ず名義変更の必要が生じた場合は、2親等以内の方に限り認めます。

９　所有権移転登記及び土地等の引き渡し

土地代金等の完納後30日以内に所有権移転登記の手続を田辺市が行い、登記完了後に日時を定めて職員の立ち会いのうえ、現地において土地及び登記済証書の引渡しを行います。

10 その他

契約については、「田辺市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」を適用します。

【お問い合わせ】
田辺市役所　農林水産部　水産課
〒646－8545
和歌山県田辺市新屋敷町1番地（田辺市役所別館3階）
TEL（代表）0739－22－5300　　（直通）0739－26－9932